

閲覧用

令和6年6月25日

第6回大河原町農業委員会総会議事録

大河原町農業委員会

令和6年 第6回 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月25日（火曜日）午前10時00分から

2. 開催場所 大河原町役場 3階 大会議室

3. 出欠状況

○出席委員（農業委員8名・農地利用最適化推進委員6名 合計14名）

農業委員1 大 宮 孝 則

農業委員2 角 田 真由美

農業委員3 鎌 田 美智雄

農業委員4 菅 野 正 信

農業委員5 佐 藤 富 男

農業委員6 庄 司 貞 良

農業委員7 鈴 木 勉

農業委員9 長 山 清 市

推進委員1 小笠原 良 一

推進委員2 加 藤 照 男

推進委員3 鈴 木 利 弘

推進委員4 高 橋 卓 也

推進委員5 長 山 務

推進委員6 長 山 恵

○欠席委員

農業委員8 松 井 誠 子

○事務局出席者

事務局長 高 橋 正 志

事務局係長 富 川 隆 一

事務局主事 半 澤 壮 都

中間管理事業マネージャー 大 宮 廣 昭

4. 議事日程

○日程第1 会議録署名委員の指名

○日程第2 会期決定

○日程第3 議事

議案第1号 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件

議案第2号 非農地証明願に対し、証明書発行の可否の意見を求める件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の作成に対し、その適否を審議する件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の作成に対し、その適否を審議する件

○日程第4 報告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約通知について

- 協議事項 について
- その他 について
- 通知・連絡事項等

5. 会議概要

午前9時45分 開会

- 事務局長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）
お忙しい中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。
只今から令和6年第6回大河原町農業委員会定例総会を開催致します。農業委員会会議規則第6条及び第10条の規定に基づきまして、定例総会の開会と議長を長山清市会長にお願いしたいと思います。では会長よろしくお願いします。
- 会長 はい、皆さんおはようございます。（「おはようございます。」の声あり。）
大変ご苦勞様でございます。会議が始まる前に、昨日・一昨日あたりから大分涼しくなってきましたが、その前は大変暑く体調の方にも影響が出ているとニュースなどでも報道されておりました。一つ体調の方に十分注意して、農業委員会のこの活動にも頑張って活動して頂きたいと思しますので、よろしくお願いします。早速ですけれども議事に入りたいと思います。
- 議長 それでは今日は松井委員から欠席届が出されておまして、本日の出席者は14名という事でございます。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、この総会は成立している事をまずご報告致します。
まず日程第1「会議録署名委員の指名」でございますけれど、大河原町農業委員会規則第31条の第3規定に基づきまして、7番委員の鈴木勉委員と1番委員の大宮孝則さんをお願い致します。
それから日程第2「会期の決定」でございますが、会期は本日一日でよろしいでしょうか？お諮り致します。（「はい。」の声あり。）
はい、異議なしという声がありましたので、本日一日と決定させて頂きます。
続きまして日程第3「議事」に入ります。本日の議事は議案が第1号から第4号、報告事項が第1号から第2号となっております。第1号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」でございます。進行番号1を上程致します。事務局説明をお願い致します。
- 事務局主事 はい。第1号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対し、許可可否の意見を付し知事に進達する件」進行番号1・西部地区。申請地と致しまして小山田字五輪。地目が台帳及び現況が田。面積が1,057㎡。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、太陽光パネルを設置する。権利設定又は移転の別と致し

ましては所有権移転。施設概要と致しましてソーラーパネル 120 枚。工事時期が許可日から令和 7 年 2 月 1 日まで。農地区分が第 2 種農地となっております。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願い致します。

はい、高橋委員。

○高橋委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は小山田地区教性院の近くにあり、山間地の傾斜については、自己保全管理のは場ですが問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。近くに水路がありますが問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全てにおいて該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思われそうですが、入り組んだ土地なので、隣地への境界や水路への流入、それと保全管理などに留意して欲しいと思います。ご審議方よろしくお願ひします。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば挙手をお願い致します。

はい、菅野さん。

○菅野委員 はい、周辺の住民への説明とかは、事務局で指導は行っているのでしょうか？

住民の、近くの人達への「こういう事やります。」という事前説明など、事務局の方で指導しているかお聞きしたい。

○議長 長 はい、事務局の方で事前に地域の人への説明があるかどうか。

○事務局係長 はい、事前の説明についてですけれども、事務局から特段説明をしておらず、事業者が説明しているのものと認識しているところでございます。

○議長 長 事業者が説明しているという事ですので、菅野さんよろしいですか？

○菅野委員 はい、ありがとうございました。

○議長 長 はい、他にございませんか？（「なし。」の声あり。）

はい、ない様ですので、これから採決を致します。第 1 号議案・進行番号 1 について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で、許可相当と致します。ありがとうございました。

続きまして進行番号 2 を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号 2・西部地区。申請地と致しまして小山田字鴻ノ巣。地目が台帳及び現況が田。面積が 32 m²。その外 2 筆ございまして合計 3 筆。田が 2 筆・畑 1 筆で、面積が 1,015 m²。こちら理由も先ほどと同じですので省略させていただきます。施設概要の方がソーラーパネル 128 枚となりまして、その他は進行番号 1 と同じですので、省略させていただきます。以上です。

○議長 長 はい、ただ今事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明お願い致します。

はい、高橋委員。

○高橋委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は先程の所より少し坂を上った所にあり、山間の傾斜のついた自己保全管理のは場ですが、問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障

を及ぼす恐れはあるか。水路がありますが問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全てにおいて該当はしません。5、意見について。先程と同じ様に入り組んだ土地ですので、隣地への境界や水路への流入、あと保安全管理などに留意して欲しいと思います。ご審議方よろしくお願いします。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。質疑のある方は挙手でお願い致します。

はい、鈴木委員さん。

○鈴木委員 すいません。1と2は同じですが、これは水田ですが整地予定はあるのでしょうか？

○議長 はい、事務局。

○事務局係長 はい。申請書も確認しましたが、特段整地する予定にはなっておりません。

○鈴木委員 雑草を刈り払って、そこに設置するという事ですね？

○事務局係長 そうですね。

○鈴木委員 土砂の流入もそんなにないって事ですね？

○事務局係長 はい。

○鈴木委員 ここゲンジホタルが生息しているから、その辺も環境に優しくしてもらえれば。

○事務局係長 承知しました。

○議長 はい、そういう事です。申請地を草刈るくらいという事です。他にございませんか？（「なし。」の声あり。）

ない様ですので、これから採決に入ります。第1号議案・進行番号2について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、ありがとうございます。全員賛成という事で許可相当と致します。

続きまして進行番号3を上程致します。事務局説明をお願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号3・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして字広表。地目が台帳及び現況が畑。面積が397㎡。理由と致しまして、相手方の要望により売り渡す。譲受人の理由が、当該土地を譲り受け、宅地分譲造成を行う。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。施設概要が宅地分譲1区画。工事時期が令和6年8月1日から令和6年11月30日まで。農地区分が第3種農地となっております。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。

はい、鈴木委員。

○鈴木委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は広表貯水池の近くの平坦かつ区画整理されている畑で、何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係なく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に休耕中の畑がありますが、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしくお願い致します。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。質疑のある方は挙手でお願い致します。ございませんか？（「ないです。」の声あり。）

はい、なしという事でございますので、これから採決を致します。第1号議案・進行番号3について、許可相当として知事に進達する事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。

続きまして進行番号4を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号4・東部地区。申請地と致しまして字山崎町。地目が台帳及び現況が田。面積が367㎡。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により贈与する。譲受人当該土地を譲り受け、居宅を建築し永住する。権利設定又は移転の別と致しまして所有権移転。施設概要と致しまして、居宅建築81.15㎡、駐車場が2台分となっております。工事時期が令和6年8月31日から令和7年1月31日まで。農地区分が第3種農地となっております。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。はい、長山委員。

○長山恵委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は原前霊園北東の住宅密集地にあり、平坦な場所にあるので何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係なく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺に田畑はありますが、影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全て該当なしです。5、意見について。特に問題はないと思われますので、ご審議方よろしくをお願いします。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば挙手でお願い致します。

はい、角田真由美さん。

○角田委員 はい、これは贈与で間違いないのですか？

○議長 はい、事務局。

○事務局主事 はい、間違いございません。

○議長 そういう事ですので、よろしくお願いします。他に質疑のある方ございませんか？
(「なし。」の声あり。)

はい、質疑なしと認めましてこれから採決を致します。第1号議案・進行番号4について、許可相当として、知事に進達する件に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございます。

続きまして進行番号5を上程致します。事務局説明をお願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号5・西部地区。申請地と致しまして字新東。地目が台帳及び現況が田。面積が370㎡。同じく字新東。地目が同じで、面積が407㎡。合計田2筆で777㎡となります。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、宅地分譲造成を行う。権利設定又は移転の別と致しまして、所有権移転となります。施設概要と致しまして、宅地分譲4区画。工事時期が令和6年8月1日から令和6年9月15日まで。農地区分は第3種農地となっております。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。担当委員の説明をお願いします。

はい、加藤委員。

○加藤委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は新田町の老人ホームサンガ裏側の住宅地内で、平坦かつ区画整理された所なので、何ら問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。農業用排水も関係がなく問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周辺には既に田畑はありませんので影響はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれにも該当しません。5、意見について。特に問題個所はないと思われますので、ご審議方よろしくお願い致します。

○議長 はい、どうもありがとうございます。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば挙手でお願い致します。（「なし。」の声あり。）

はい、ない様ですので、これから採決を致します。第1号議案の進行番号5について、許可相当として知事に進達する件に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成という事で、許可相当と致します。ありがとうございました。

続きまして進行番号6を上程致します。事務局説明をお願いします。

○事務局主事 はい、進行番号6・西部地区。申請地と致しまして小山田字ニツ堂。地目が台帳及び現況が田。面積が700㎡。理由と致しまして、譲渡人相手方要望により売り渡す。譲受人当該土地を譲り受け、太陽光パネルを設置する。権利設定又は移転の別について所有権移転。施設概要と致しましてソーラーパネル112枚。工事時期が令和6年8月10日から令和7年2月10日まで。農地区分が第2種農地となっております。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願い致します。

はい、高橋委員。

○高橋委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、土地の流失または崩壊、その他の災害を発生させる恐れがあるか。場所は小山田生活センター向かい側にある休耕地であるため問題はないと思います。2、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはあるか。問題はないと思います。3、その他の理由で周辺農地に係わる営農条件に支障を及ぼす恐れがあるか。周りが休耕しているので問題はないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。全てにおいて該当はしません。5、意見について。特に問題個所はありませんが、住宅地の前であるため保安全管理などに留意して欲しいと思います。ご審議方よろしくお願いします。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば挙手でお願い致します。

はい、鈴木委員さん。

○鈴木委員 進行番号1・2の面積に対して、設置パネル枚数が結構多いですが、平坦地だから多いという理解でよろしいですか？

○議長 はい、事務局。

○事務局係長 はい、そうですね。私も申請書を見まして、枚数の違いが気になりましたが、設置条件により変動するものと理解しています。例えば傾斜地であれば日当たり確保や管理用機械を入れる時の通路を確保しなきゃいけないなど、そういった部分での枚数の差が生じてくるものと認識している所です。

○鈴木委員 整地もこれ以上はしないという事でしょうか？

○事務局係長 はい。

○鈴木委員 はい、分かりました。

○議長 ソーラーパネルするには条件が良いということですか？

○事務局係長 はい。

○議長 はい、そういう事ですのでよろしくお願いします。他にございませんか？

(「なし。」の声あり。)

ではない様ですので、これから採決を致します。第1号議案・進行番号6について、許可相当として賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。ありがとうございました。

次に第2号議案「非農地証明願に対し、証明書発行の可否について審議する件」、事務局説明をお願いします。

○事務局主事 はい、第2号議案「非農地証明願に対し、証明書発行の可否について審議する件」、進行番号1・金ヶ瀬地区。申請地と致しまして堤字入。地目台帳が畑、現況が山林。面積が201㎡。非農地となった時期と致しまして昭和60年頃。理由と致しまして、当該土地は40年程前、両親が耕作を行っていたが老齢のため耕作をやめた。その後も農地利用をしておらず、山林化し現在に至るという事です。非農地証明の適用と致しまして、農地法関係事務処理の手引き令和6年6月農業会議作成成分として、99ページ、非農地判断、3.判断基準、ア。その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当。100ページ、非農地証明、3.証明の範囲、(6)。その土地が何等かの原因で非農地となつてから長年経過したものであつて、再び農地として利用される可能性がなく、農地以外となつた実状及び実体が、真に止むを得ないものと農業委員会が認めたものに該当するかと思います。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明お願い致します。

はい、長山委員。

○長山務委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、その土地が、非農地になつてから20年以上経過しているか。申請地は登記地目が畑で、現況が山林となつている。昭和60年頃から耕作されておらず、現在山林化しております。2、再び農地として利用される可能性がないか。40年程経過しており山林化しているため、もう畑作は困難と考えられる事から、農地に復元する事はないと思います。3、農地以外となつた実状及び実態が真に止むを得ないか。昭和60年頃から老齢のため耕作しておらず、不耕作地となり、非農地になる事は真に止むを得ないと思います。4、その他、土地改良区、埋蔵文化財、開発行為に該当するか。いずれも該当なしです。5、意見について。特に問題ないと思いますので、ご審議方よろしく願います。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば挙手でお願いします。(「ないです。」の声あり。)

はい、ございませんという事ですので、これから採決を致します。第2号議案の進行番号1について、許可相当とする事に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手。)

はい、全員賛成という事で許可相当と致します。大変ありがとうございました。

次に第3号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の作成に対して、その適否について審議するものとする。」進行番号1を上程致します。事務局説明お願い致します。

○事務局主事 はい、第3号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の作成に対して、その適否について審議するものとする。」進行番号1・西部地区。土地と致しまして、字東。地目が台帳及び現況が田。面積が1,017㎡。その外2筆ございまして、合計田3筆で3,051㎡。利用権設定の内容と致しまして、利用権の種類が賃借権設定。内容が水田利活用。存続期間が令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間となっております。こちら新規の案件となっております。以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明お願い致します。

はい、加藤委員。

○加藤委員 はい。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。賃借人は、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺も稲作であり、特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。賃借人は個人経営なので該当はしません。また信託ではありませんので、適応はしません。4、意見について。賃借人は積極的に農業に携わっており、年齢も若く今後も期待される所であります。皆様のご審議方よろしくお願い致します。

○議長 はい、ありがとうございました。ただ今担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑があれば挙手をお願いします。（「ありません。」の声あり。）

はい、ない様ですので質疑なしと認めます。これから採決を致します。第3号議案・進行番号1について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、ありがとうございます。全員賛成という事で許可相当と致します。

続きまして第4号議案に入りますけれど、私に関連がありますので、庄司会長職務代理さんに進行をお願い致します。よろしくお願いします。（会長、退席。）

○会長職務代理者 はい、それでは第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の作成に対して、その適否について審議するものとする。」進行番号1を上程します。また報告第1号・進行番号2も関連がありますので、一括して上程します。事務局お願いします。

○事務局主事 はい。第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の作成に対して、その適否について審議するものとする。」進行番号1・金ヶ瀬地区。利用権の設定をする土地と致しまして、堤字車堂。地目が台帳及び現況が田。面積が1,035㎡。もう1筆ございまして、堤字南石。こちらも地目が同じで、面積が1,230㎡。合計田2筆で2,265㎡。所有権移転の内容と致しまして、利用目的が水田利活用。所有権移転の時期が公告の日から。

続きまして報告第1号・進行番号2に入らせて頂きます。報告第1号「農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約について」進行番号2になります。金ケ瀬地区。土地と致しまして、堤字車堂が該当致します。こちら理由と致しまして、双方の合意により解約する。合意解約日が令和6年6月17日となっております。こちら以上報告致します。以上になります。

○会長職務代理者 はい、事務局の説明が終わりました。続きまして担当委員の説明をお願いします。

はい、長山委員。

○長山委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲受人のあぐりパートナーは、事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作と片方の南石が減反保全管理で、取得面積から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は農地所有適格法人です。また信託による権利の取得ではありません。4、意見について。特に問題ないと思いますので、ご審議の方よろしくをお願いします。

○会長職務代理者 はい、担当委員の説明が終わりました。どなたか質疑のある方はいませんか？（「ありません。」の声あり。）

質疑なしという事で、これから採決をします。第4号議案・進行番号1について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

全員賛成。第4号議案・進行番号1は適当と認めます。

次に進行番号2を上程します。また報告第1号・進行番号3も関連がありますので、一括して上程します。事務局をお願いします。

○事務局主事 はい、進行番号2・金ケ瀬地区。土地と致しまして、金ケ瀬字新葉茂木。地目台帳及び現況が田。面積が1,042㎡。その外2筆ございまして、合計3筆で2,371㎡となります。

続きまして報告第1号の進行番号3に進ませて頂きます。進行番号3、こちら賃貸人・賃借人先ほどと同じですので省略致します。土地に対しても先ほどと同じですので省略します。理由が双方の合意により解約する。合意解約日が令和6年6月17日という事で、合意解約の報告になります。以上です。

○会長職務代理者 はい、事務局の説明が終わりました。続いて担当委員の説明をお願いします。

はい、鈴木委員。

○鈴木利弘委員 はい、詳細は事務局説明の通りです。1、権利を取得しようとするものの農業経営状況について。譲渡人のあぐりパートナーさんは事務局説明の通りの農地を経営しており、耕作に必要な農機具等も備え、何ら問題はないと思います。2、作目、取得面積等からみて当該農地を効率的に利用できるか。また周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがあるか。作目は稲作で、取得面積等から見て当該農地を効率的に利用できる範囲と思います。また周辺にはほ場整備された農地もありますが、一般的な稲作を行うという事なので特に支障はないと思います。3、農業生産法人以外の法人か否か、またその場合法的要件を満たすか。また信託の引き受けによる権利の取得か否か。譲受人は農地所有適格法人です。また信託の引き受けによる権利の取得ではありません。4、意見について。

譲受人は積極的に農業に携わっており、今後が期待されますので、皆様のご審議方よろしく
お願いします。以上です。

○会長職務代理者 はい、担当委員の説明が終わりました。質疑のある方はいらっしゃいますか？（「なし。」の声あり。）

質疑なしと認めます。これから採決します。第4号議案・進行番号2について、適当と認める事に賛成の方の挙手を求めます。（全員挙手。）

はい、全員賛成。第4号議案・進行番号2は適当と認めます。それでは進行を会長に戻します。

（会長、着席。）

○議長 長 はい、進行を交代しまして、報告第1号「農地法第18条第6項の規定に基づく小作地の合意解約について」進行番号1を上程致します。事務局説明をお願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号1・金ケ瀬地区。賃貸人は合計3名となっております。土地と致しまして金ケ瀬字新居掛。地目台帳及び現況が畑。面積が789㎡。理由と致しましては、双方の合意により解約する。解約日が令和6年4月23日となっております。こちら合意解約の報告となります。以上です。

○議長 長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。（「なし。」の声あり。）

はい、質疑なしと認めまして、これで報告第1号・進行番号1を終わります。

続きまして進行番号4を上程致します。事務局説明をお願い致します。

○事務局主事 はい、進行番号4・金ケ瀬地区。土地と致しまして堤字北石。地目台帳及び現況が畑。面積が867㎡。理由と致しまして、双方の合意により解約する。解約日が令和6年6月17日となっております。以上報告致します。

○議長 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。どなたか質疑のある方は挙手でお願い致します。ありませんね？（「はい。」の声あり。）

はい、質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めましてこれで報告第1号・進行番号4を終わります。

次に報告第2号「農地法第5条ただし書きの規定に基づく許可を要しない農地転用届について」進行番号1を上程致します。事務局説明をお願い致します。

○事務局主事 はい。報告第2号「農地法第5条ただし書きの規定に基づく許可を要しない農地転用届について」進行番号1・東部地区。申請地と致しまして、大谷字稗田前。地目が台帳及び現況が田。面積が418㎡。その外6筆ございまして、合計田7筆で6,937㎡。理由と致しまして、賃貸人相手方要望により賃貸する。鷺沼3号雨水調整池基本設計に係る地質調査を行うもの。権利設定又は移転の別と致しまして賃借権の設定。施設概要と致しまして、ボーリング調査5地点となっております。工事時期が令和6年5月22日から令和6年6月30日まで。農地区分が第3種農地となっております。以上報告致します。

○議長 長 はい、ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。どなたか質疑のある方、挙手でお願いします。（「なし。」の声あり。）

他にないようですので、質疑なしと認めまして、これで報告第2号・進行番号1を終わります。以上を持ちまして、本日の案件は全て終了致しました。大変お疲れ様でした。以上です。

○事務局長 はい、ありがとうございました。それでは閉会の挨拶を庄司会長職務代理者よりお願い致します。

○会長職務代理者 はい、今日は全ての案件を承認頂きまして、ありがとうございました。以上で会議を終わります。ご苦勞様でした。（「ご苦勞様でした。」の声あり。）

午前 10 時 35 分 閉会

令和6年6月25日の会議録署名委員

議 長

長 山 清 市



署名委員（7番委員） 鈴 木 勉



署名委員（1番委員） 大 宮 孝 則



令和6年6月 第6回農業委員会定例総会 議事録（作成者：事務局）